

高松市助産施設、母子生活支援施設及び保育所費用徴収規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市規則第 5 7 号

高松市助産施設、母子生活支援施設及び保育所費用徴収規則等の一部を改正する規則

(高松市助産施設、母子生活支援施設及び保育所費用徴収規則の一部改正)

第 1 条 高松市助産施設、母子生活支援施設及び保育所費用徴収規則（昭和 6 2 年高松市規則第 1 8 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(徴収期日等) 第 4 条 略 2 略 3 保育所条例第 3 条第 2 項の保育料等（以下「保育料等」という。）は、<u>保育料納入通知書兼納付書</u>（様式第 1 号）又は保育料納入通知書（口座振替用）（様式第 2 号）により通知し、<u>当該納入通知書兼納付書又は口座振替の方法</u>により納付しなければならない。 4 略	(徴収期日等) 第 4 条 略 2 略 3 保育所条例第 3 条第 2 項の保育料等（以下「保育料等」という。）は、<u>保育料納入通知書</u>（様式第 1 号）又は保育料納入通知書（口座振替用）（様式第 2 号）により通知し、<u>保育料納付書（様式第 2 号の 2）</u>により納付しなければならない。 4 略

様式第 1 号（第 4 条関係）

（表）

高松市 納付書（原簿）
兼払込受領証
年度 保育料

公 高松市
公 金

加入者名
高松市会計管理者

口座番号
納付番号

金額
納付区分

円

高松市 領収証書
年度 保育料
納入通知書兼納付書

公 高松市
公 金

口座番号
加入者名
高松市会計管理者

納付高松市氏名
賦課年度
通知書番号
期 別
科 目 名
保 育 料
延 滞 金
督促手数料
合 計
納 期 限

右記の金額を、納期限までに高松市指定金融機関等で納付してください。

年 月 日 高松市長
お問い合わせ先

高松市 領収日付印

本票の金額を
領収いたしました。
高松市
収納金融機関

氏 名
保育料
円
督促手数料
円
延滞金
円
合計
円
納 期
票
上記のとおりを記載したの
で通知します。
〔指定〕高松市会計管理者
取りまとめ店

領収日付印

様式第 1 号（第 4 条関係）

（表）

年度 保育料納入通知書

通知書番号

あなたの納入すべき保育料は、下記のとおりですので通知します。
各月ごとの保育料を、同封の納付書により各納期限までに納めてください。

様
年 月 日
高松市長

施設名

児童名

様

保育料納入内訳

月分	保育料	納期限
4 月	円 年 月 日	
5 月	円 年 月 日	
6 月	円 年 月 日	
7 月	円 年 月 日	
8 月	円 年 月 日	
9 月	円 年 月 日	

月分	保育料	納期限
10 月	円 年 月 日	
11 月	円 年 月 日	
12 月	円 年 月 日	
1 月	円 年 月 日	
2 月	円 年 月 日	
3 月	円 年 月 日	

お問い合わせ先
高松市役所 課
通知書番号

(裏)

納付場所

○高松市指定金融機関

○高松市指定代理金融機関

○高松市取納代理金融機関

○高松市役所 課

この納入通知書兼納付事に記載された事項について不服があるときは、この納入通知書兼納付書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができません。

(裏)

保育料の納入について

1 納期限

4 保育料の納入と減免について

2 納付場所

5 口座振替について

3 保育料を滞納した場合

[削る]

様式第2号の2（第4条関係）

(表)

[illegible]

(裏)

納付場所

- 高松市指定金融機関
○高松市指定代理金融機関
○高松市収納代理金融機関 ○高松市役所 課

(高松市保育所等給食費徴収規則の一部改正)

第2条 高松市保育所等給食費徴収規則（平成24年高松市規則第48号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(徴収期日等) 第5条 給食費は、<u>保育所等給食費納入通知書兼納付書</u>（様式第1号）又は保育所等給食費納入通知書（口座振替用）（様式第2号）により当月分をその月の末日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日）までに徴収する。 2 略	(徴収期日等) 第5条 給食費は、<u>保育所等給食費納入通知書</u>（様式第1号）又は保育所等給食費納入通知書（口座振替用）（様式第2号）により当月分をその月の末日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日）までに徴収する。 2 略

(高松市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第3条 高松市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年高松市規則第64号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(教育・保育給付認定) 第4条 略 2 法第20条第4項（法第23条第3項又は第5項の規定により準用する場合を含む。）の規定による通知は、<u>教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証</u>（様式第2号）により行うものとする。 3 法第20条第5項（法第23条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による通知は、<u>教育・保育給付認定申請却下通知書</u>（様式第3号）により行うものとする。 (職権による教育・保育給付認定の変更) 第8条 府令第12条第1項の規定による通知は、<u>教育・保育給付認定変更通知書兼支給認定証</u>（様式第5号）により行うものとする。 (教育・保育給付認定の取消し) 第9条 府令第14条第1項の規定による通知は、<u>教育・保育給付認定取消通知書</u>（様式第6号）により行うものとする。 (施設等利用給付認定) 第12条 略	(教育・保育給付認定) 第4条 略 2 法第20条第4項（法第23条第3項又は第5項の規定により準用する場合を含む。）の規定による通知は、<u>高松市教育・保育給付認定証</u>（様式第2号）により行うものとする。 3 法第20条第5項（法第23条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による通知は、<u>高松市教育・保育給付不認定通知書</u>（様式第3号）により行うものとする。 (職権による教育・保育給付認定の変更) 第8条 府令第12条第1項の規定による通知は、<u>高松市教育・保育給付認定変更通知書</u>（様式第5号）により行うものとする。 (教育・保育給付認定の取消し) 第9条 府令第14条第1項の規定による通知は、<u>高松市教育・保育給付認定取消通知書</u>（様式第6号）により行うものとする。 (施設等利用給付認定) 第12条 略

2 法第30条の5第3項（法第30条の8第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による通知は、施設等利用給付認定決定通知書（様式第10号）により行うものとする。

3 法第30条の5第4項（法第30条の8第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書（様式第11号）により行うものとする。

（職権による施設等利用給付認定の変更）

第16条 府令第28条の9の規定による通知は、施設等利用給付認定変更通知書（様式第13号）により行うものとする。

（施設等利用給付認定の取消し）

第17条 府令第28条の11の規定による通知は、施設等利用給付認定取消通知書（様式第14号）により行うものとする。

2 法第30条の5第3項（法第30条の8第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による通知は、高松市施設等利用給付認定通知書（様式第10号）により行うものとする。

3 法第30条の5第4項（法第30条の8第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による通知は、高松市施設等利用給付不認定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（職権による施設等利用給付認定の変更）

第16条 府令第28条の9の規定による通知は、高松市施設等利用給付認定変更通知書（様式第13号）により行うものとする。

（施設等利用給付認定の取消し）

第17条 府令第28条の11の規定による通知は、高松市施設等利用給付認定取消通知書（様式第14号）により行うものとする。

様式第2号（第4条関係）

高 第 号
年 月 日
様
高松市長

教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証

年 月 日付で申請のあった教育・保育給付認定について、子ども・子育て支援法第20条第4項の規定により次のとおり認定し、支給認定証を交付します。

認 定 番 号			
子 ど も	フ リ ガ ナ		
	氏 名	認 定 区 分	
	生 年 月 日	認定有効期間	
保 護 者	住 所		
	フ リ ガ ナ		
	氏 名		
	生 年 月 日		
	保育必要性の事由		
保 育 必 要 量			
告示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 お問合せ先			

支給認定証		認 定 番 号	
子 ど も	フ リ ガ ナ	認 定 区 分	
	氏 名	有 効 期 間	
	生 年 月 日	保育必要量	
保 護 者	住 所		
	フ リ ガ ナ		
	氏 名		
	生 年 月 日		
	保育必要性の事由		
年 月 日 交付		高松市長	

様式第2号（第4条関係）

高 第 号
年 月 日
様
高松市長

高松市長

高松市教育・保育給付認定証

年 月 日付で申請のあった教育・保育給付認定について、次のとおり認定します。

保 護 者 の 住 所			
保 護 者 の 氏 名		生 年 月 日	
子 ど も の 氏 名		性 別 生 年 月 日	
交 付 年 月 日			
認 定 番 号			
認 定 区 分			
保育を必要とする事由			
保 育 の 必 要 量 （ 時 間 区 分 ）			
有 効 期 間			
備 考			

告示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第4条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

教育・保育給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった教育・保育給付認定について、次の理由により却下しましたので、子ども・子育て支援法第20条第5項の規定により通知します。

子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
却 下 年 月 日		
却 下 理 由		

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

お問合せ先

様式第3号（第4条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市教育・保育給付不認定通知書

年 年 月 日付けで申請のあった教育・保育給付認定について、次の理由により認定しないので、子ども・子育て支援法第20条第5項の規定により通知します。

保 護 者 の 住 所			
保 護 者 の 氏 名		生 年 月 日	
子 ども の 氏 名		性 別 生 年 月 日	
理 由			
備 考			

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第8条関係）

高第号
年 月 日

様
高松市長

教育・保育給付認定変更通知書兼支給認定証

次のとおり教育・保育給付認定の変更を認定するので、子ども・子育て支援法施行規則第12条第1項の規定により通知します。つきましては、変更手続のため必要があるので、交付済みの支給認定証を表内に記載の提出先に提出期限までに提出してください。

認 定 番 号			
	子 ども	フリガナ	
保 護 者	氏 名		
	生 年 月 日		
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生 年 月 日		
	保育必要性の事由	変 更 後	
認 定 区 分	変 更 後		
認 定 有 効 期 間	変 更 後		
保 育 必 要 量			
変 更 理 由		変 更 年 月 日	
告示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 お問合せ先 支給認定証の提出先及び提出期限			

支給認定証		認 定 番 号	
子 ども	フリガナ	認 定 区 分	
	氏 名	有 効 期 間	
	生 年 月 日	保 育 必 要 量	
	住 所		
保 護 者	フリガナ		
	氏 名		
	生 年 月 日		
	保育必要性の事由		
年 月 日 交付 高松市長			

様式第5号（第8条関係）

高第号
年 月 日

様
高松市長

高松市教育・保育給付認定変更通知書

次のとおり教育・保育給付認定の変更を認定するので、子ども・子育て支援法施行規則第12条第1項の規定により通知します。

つきましては、変更手続のため必要があるので、交付済みの高松市教育・保育給付認定証を提出してください。

保 護 者 の 住 所			
保 護 者 の 氏 名		生 年 月 日	
子 ども の 氏 名		性 別 生 年 月 日	
認 定 番 号			
認 定 区 分			
変 更 の 理 由 と そ の 内 容			
認定証の提出先 及び提出期限			
備 考			

告示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 6 号（第 9 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

教育・保育給付認定取消通知書

次のとおり教育・保育給付認定を取り消したので、子ども・子育て支援
法施行規則第 1 4 条第 1 項の規定により通知します。また、同条第 2 項の
規定により、表内に記載の返還先に返還期限までに交付済みの支給認定書
の返還を求めます。

認 定 番 号			
子 ど も	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日		
保 護 者	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日		
取 消 年 月 日			
取 消 理 由			
教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌 日から起算して 3 か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して 6 か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁 決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、高松市を被告（高 松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、そ の審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、 正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起 することができなくなります。 お問合せ先 支給認定証の返還先及び返還期限			

様式第 6 号（第 9 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市教育・保育給付認定取消通知書

次のとおり教育・保育給付認定を取り消したので、子ども・子育て支援法施行規則第 1
4 条第 1 項の規定により通知します。また、同条第 2 項の規定により、交付済みの高松市
教育・保育給付認定証の返還を求めます。

保 護 者 の 住 所			
保 護 者 の 氏 名		生 年 月 日	
子 ど も の 氏 名		性 別 生 年 月 日	
認 定 番 号			
認 定 区 分			
取 消 し の 理 由			
認 定 証 の 返 還 先 及 び 返 還 期 限			
備 考			

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して 3 か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の
取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以
内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った
日の翌日から起算して 6 か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者とな
ります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査
請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由
があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができな
くなります。

様式第10号（第12条関係）

高 第 号
年 月 日
様

高松市長

施設等利用給付認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった施設等利用給付認定について、次のとおり認定したので、子ども・子育て支援法第30条の5第3項の規定により通知します。

認 定 番 号		
子 ど も	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	保育必要性 の 事 由	
決 定 年 月 日		
認 定 区 分		
認 定 有 効 期 間		

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

お問合せ先

様式第10号（第12条関係）

高 第 号
年 月 日
様

高松市長

高松市施設等利用給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった施設等利用給付認定について、次のとおり認定したので、子ども・子育て支援法第30条の5第3項の規定により通知します。

保 護 者 の 住 所			
保 護 者 の 氏 名		生年月日	
子 ど も の 氏 名		性別 生年月日	
認 定 年 月 日			
認 定 番 号			
認 定 区 分			
有 効 期 間			
備 考			

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

施設等利用給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった施設等利用給付認定について、次の理由により却下しましたので、子ども・子育て支援法第 3 0 条の 5 第 4 項の規定により通知します。

子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
却 下 年 月 日		
却 下 理 由		
教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。		
お問合せ先		

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市施設等利用給付不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった施設等利用給付認定について、次の理由により認定しないので、子ども・子育て支援法第 3 0 条の 5 第 4 項の規定により通知します。

保 護 者 の 住 所			
保 護 者 の 氏 名		生年月日	
子 ども の 氏 名		性 別 生年月日	
理 由			
備 考			

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 3 号（第 1 6 条関係）

高 第 号
年 月 日
様
高松市長

施設等利用給付認定変更通知書

次のとおり施設等利用給付認定の変更を行いますので、子ども・子育て支援法施行規則第 2 8 条の 9 の規定により通知します。

認 定 番 号		
子 ど も	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	保 育 必 要 性 の 事 由	変 更 後
認 定 区 分	変 更 後	
認 定 有 効 期 間	変 更 後	
変 更 理 由		

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

お問合せ先

様式第 1 3 号（第 1 6 条関係）

高 第 号
年 月 日
様
高松市長

高松市施設等利用給付認定変更通知書

次のとおり施設等利用給付認定の変更を行いますので、子ども・子育て支援法施行規則第 2 8 条の 9 の規定により通知します。

保 護 者 の 住 所			
保 護 者 の 氏 名		生 年 月 日	
子 ど も の 氏 名		性 別 生 年 月 日	
認 定 番 号			
認 定 区 分			
変 更 の 理 由 と そ の 内 容			
備 考			

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 4 号（第 1 7 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

施設等利用給付認定取消通知書

次のとおり施設等利用給付認定を取り消したので、子ども・子育て支援
法施行規則第 2 8 条の 1 1 の規定により通知します。

認 定 番 号	
子 ど も	フリガナ
	氏 名
	生年月日
保 護 者	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生年月日
取 消 年 月 日	
取 消 理 由	

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して 3 か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して 6 か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁
決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、高松市を被告（高
松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、そ
の審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、
正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起
することができなくなります。

お問合せ先

様式第 1 4 号（第 1 7 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市施設等利用給付認定取消通知書

次のとおり施設等利用給付認定を取り消したので、子ども・子育て支援法施行規則
第 2 8 条の 1 1 の規定により、通知します。

保護者の住所			
保護者の氏名		生年月日	
子どもの氏名		性別 生年月日	
認定番号			
認定区分			
取 消 し の 理 由			
備考			

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して 3 か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処
分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6
か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったこと
を知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代
表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審
査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な
理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが
できなくなります。

（高松市保育施設等の入所等の手続に関する規則の一部改正）

第4条 高松市保育施設等の入所等の手続に関する規則（平成26年高松市規則第73号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（入所） 第2条 略 2 市長は、前項に規定する入所申込書の提出があったときは、その内容を審査して入所の可否を決定し、<u>施設利用承諾通知書</u>（様式第3号）又は<u>施設利用保留通知書</u>（様式第4号）により当該申込者に通知するものとする。 [削る] （転所、退所等） 第3条 保護者は、保育施設等に入所している乳児又は幼児を<u>転所</u>（<u>転園を含む。以下同じ。</u>）させようとするときは<u>転所願</u>（様式第6号）を、退所（退園を含む。以下同じ。）させようとするときは<u>退所願</u>（様式第6号の2）を<u>あらかじめ</u>保育施設等の長を通じて市長に提出し、その承諾を得なければならない。 2 市長は、転所を承諾したときは<u>施設利用承諾通知書</u>（様式第3号）により、退所を承諾し、又は必要と認めて保育等を解除したときは<u>保育実施解除通知書</u>（様式第7号）により<u>当該</u>保護者に通知す	（入所） 第2条 略 2 市長は、前項に規定する入所申込書の提出があったときは、その内容を審査して入所の可否を決定し、<u>入所承諾通知書</u>（様式第3号）又は<u>入所保留通知書</u>（様式第4号）により当該申込者に通知するものとする。 <u>3 市長は、前項の規定による承諾に係る事項に変更が生じたときは、入所承諾事項変更決定通知書（様式第5号）により保護者に通知するものとする。</u> （転所、退所等） 第3条 保護者は、保育施設等に入所している乳児又は幼児を<u>転所</u>（<u>転園を含む。以下同じ。</u>）させ、又は退所（退園を含む。以下同じ。）させようとするときは、<u>あらかじめ転所・退所願</u>（様式第6号）を保育施設等の長を通じて市長に提出し、その承諾を得なければならない。 2 市長は、転所を承諾したときは<u>入所承諾事項変更決定通知書</u>により、退所を承諾し、又は必要と認めて保育等を解除したときは<u>保育等解除通知書</u>（様式第7号）により保護者に通知するものとする。

るものとする。

様式第 1 号（第 2 条関係）

（表）

（宛先）高松市長

年 月 日

保護者（申請者）住所.....

氏名.....

入所申込書

次のとおり、保育施設等への入所を申し込みます。
入所の決定に必要な市町村民税の情報及び世帯情報について確認されることに同意します。

子どもの氏名等	ふりがな氏名	性別	続柄	生年月日
				年 月 日
				第 子
入所（園）希望期間	年 月 1 日 から			
現住所 □申請者と同じ	〒 ※保育施設等希望の場合、記載してください。 □ 年 月 日まで □ 年 月 日まで			

連絡先（電話番号）	自宅	（	）
	携帯電話（父）	（	）
	勤務先（父）	（	）
	携帯電話（母）	（	）
	勤務先（母）	（	）

世帯の状況について（保護者（父母及び同居者等）について記載してください。）

ふりがな氏名	続柄	生年月日	勤務先又は学校名等	個人番号
		年 月 日		※施設を通じて提出する場合は、記入しないでください。
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
障害者手帳の取得の有無	□有（該当者氏名： 年 月 日から適用） □無			
ひとり親家庭等医療証の取得の有無	□有（ 年 月 日から適用） □申請中（予定） □無			
生活保護適用の有無	□有（ 年 月 日から適用） □無			

様式第 1 号（第 2 条関係）

（表）

（宛先）高松市長

年 月 日

保護者（申請者）住所

氏名.....

入所申込書

次のとおり、保育施設等への入所を申し込みます。
入所の決定に必要な市町村民税の情報及び世帯情報について確認されることに同意します。また、虚偽の届出をした場合や必要書類を提出しない場合は、利用を解除（退所）させられても異議はありません。

子どもの氏名等	氏名（ふりがな）	性別	続柄	生年月日
				年 月 日
				第 子
入所希望期間	年 月 日 から			□ 年 月 日まで □ 年 月 日まで
現住所 □申請者と同じ	〒			

連絡先（電話番号）	自宅	（	）
	携帯電話（父）	（	）
	勤務先（父）	（	）
	携帯電話（母）	（	）
	勤務先（母）	（	）

世帯の状況について（保護者（父母及び同居者等）について記載してください。）

氏名（ふりがな）	続柄	生年月日	勤務先又は学校名等	個人番号
	父	年 月 日		※施設を通じて提出する場合は、記入しないでください。
	母	年 月 日		
障害者手帳の取得の有無	□有（該当者氏名： 年 月 日から適用） □無			
ひとり親家庭等医療証の取得の有無	□有（ 年 月 日から適用） □申請中（予定） □無			
生活保護適用の有無	□有（ 年 月 日から適用） □無			

(裏)

希望する保育施設等について

	入所希望施設名	見学	
第 1 希望		☐ 済	
第 2 希望		☐ 済	
第 3 希望		☐ 済	
第 4 希望		☐ 済	
第 5 希望		☐ 済	

現在の子どもの状況

☐ 家庭で保育 ☐ 保育施設等を利用（利用施設名：） ☐ その他施設を利用（利用施設名：） ☐ その他（）	アレルギー等の有無 アレルギー等の有無	有（） 無
	障がい・持病等の有無	有（） 無

保育を必要とする事由等

続柄	保育を必要とする事由
	※該当する項目全てに☑をつけてください。 ☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 同居親族等の介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業取得時における、既に保育を利用している子どもの継続利用の希望 ☐ その他（） 具体的な状況（通勤時間等、添付書類に記載のない状況） 〔 〕
	※該当する項目全てに☑をつけてください。 ☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 同居親族等の介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業取得時における、既に保育を利用している子どもの継続利用の希望 ☐ その他（） 具体的な状況（通勤時間等、添付書類に記載のない状況） 〔 〕

祖父母の状況について

	氏名	生年月日	就労	申込児童と同居・別居の別及び住所
父 方	祖父	年 月 日	有・無	同居・別居
	祖母	年 月 日	有・無	同居・別居
母 方	祖父	年 月 日	有・無	同居・別居
	祖母	年 月 日	有・無	同居・別居

備考 この様式は、高松市子ども・子育て支援法施行細則第4条の規定に基づく高松市教育・保育給付認定申請書兼現況届を兼ねるものとし、当該申請書に関する事項が併せて記載されるものとする。

(裏)

希望する保育施設等について

	入所希望施設名	見学	兄弟姉妹が既に入所している、又は兄弟姉妹同時に入所申込みをしている場合は、次の A から C までのいずれかに☑をつけてください。 ○A. 同じ保育施設等の利用を希望する（異なる保育施設等は希望しない。） ○B. 同じ保育施設等の利用ができない場合は、異なる保育施設等でもよい。 ○C. 利用できる子どもだけでも利用を希望する。（利用できない子どもについては、在籍証明書などの提出により、所属を証明する必要があります。） ※複数チェックしている場合やチェックがない場合は、A を選択したものとして判断します。
第 1 希望		☐ 済	
第 2 希望		☐ 済	
第 3 希望		☐ 済	
第 4 希望		☐ 済	
第 5 希望		☐ 済	

現在の子どもの状況

☐ 家庭で保育 ☐ 保育施設等を利用（利用施設名：） ☐ その他施設を利用（利用施設名：） ☐ その他（）	アレルギー等の有無 アレルギー等の有無	有（） 無
	障害・持病等の有無	有（） 無

保育を必要とする事由等

続柄	保育を必要とする事由
	※該当する項目全てに☑をつけてください。 ☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 同居親族等の介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業取得時における、既に保育を利用している子どもの継続利用の希望 ☐ その他（） 具体的な状況（通勤時間等、添付書類に記載のない状況） 〔 〕
	※該当する項目全てに☑をつけてください。 ☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 同居親族等の介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業取得時における、既に保育を利用している子どもの継続利用の希望 ☐ その他（） 具体的な状況（通勤時間等、添付書類に記載のない状況） 〔 〕

祖父母の状況について

	氏名	生年月日	就労	申込児童と同居・別居の別及び住所
父 方	祖父	年 月 日	有・無	同居・別居
	祖母	年 月 日	有・無	同居・別居
母 方	祖父	年 月 日	有・無	同居・別居
	祖母	年 月 日	有・無	同居・別居

備考 この様式は、高松市子ども・子育て支援法施行細則第4条の規定に基づく高松市教育・保育給付認定申請書兼現況届を兼ねるものとし、当該申請書に関する事項が併せて記載されるものとする。

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日
(宛先) 高松市長

保護者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

入所申込書

保育施設等への入所について、高松市保育施設等の入所等の手続に関する規則第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。

ふりがな		性別		生年 月 日	年 月 日生
申込幼児氏名				第 子	
※次の「認定番号」及び「認定区分」の欄は、既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。					
認定番号		認定区分			
希望する入所日	年 月 日		連絡先 (電話番号)	自宅	
主たる養育者住所 (保護者住所)	現在	〒			
	年 1 月 1 日 時点	〒		携帯電話	
	年 1 月 1 日 時点	〒		勤務先	
幼児の住所 (保護者が法人である 場合のみ記入してください。)		(連絡先)			
家族の氏名 (同居者全て) (申込幼児を除く。)	申込幼児 との続柄	生年月日	年齢	職業又は学校名等	備考
		年 月 日	歳		
		年 月 日	歳		
		年 月 日	歳		
		年 月 日	歳		
		年 月 日	歳		
		年 月 日	歳		
障害者手帳取得の有無	有 (該当者氏名) ・ 無				
家 庭 の 状 況	ひとり親家庭 ・ 左記以外				
生活保護の適用の有無	有 (年 月 日保護開始) ・ 無				
現在の幼児の状況	在家庭 ・ (保育所) 入所中 (幼稚園) 在園中 ・ その他 ()		受 付 年月日	受 付 印	
入所希望保育施設等					
年 4 月 1 日現在、 入所希望保育施設等に 在所する兄又は姉の有無	有 (氏名 :) 無			印	

- 注
- 1 定員を超える申込みがあった保育施設等は、抽選を行うことを御了承の上、提出してください。
 - 2 複数の保育施設等に申し込むことはできません。その場合は、受付を取り消します。

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日
(宛先) 高松市長

保護者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

入所申込書

保育施設等への入所について、高松市保育施設等の入所等の手続に関する規則第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。
なお、虚偽の届出をした場合や、必要書類を提出しない場合は、利用を解除 (退所) させられても異議ありません。

ふりがな		性別		生年 月 日	年 月 日生
申込幼児氏名				第 子	
※次の「認定番号」及び「認定区分」の欄は、既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。					
認定番号		認定区分			
希望する入所日	年 月 日		連絡先 (電話番号)	自宅	
主たる養育者住所 (保護者住所)	現在	〒			
	年 1 月 1 日 時点	〒		携帯電話	
	年 1 月 1 日 時点	〒		勤務先	
幼児の住所 (保護者が法人である 場合のみ記入してください。)		(連絡先)			
家族の氏名 (同居者全て) (申込幼児を除く。)	申込幼児 との続柄	生年月日	年齢	職業又は学校名等	備考
		年 月 日	歳		
		年 月 日	歳		
		年 月 日	歳		
		年 月 日	歳		
		年 月 日	歳		
		年 月 日	歳		
		年 月 日	歳		
障害者手帳取得の有無	有 (該当者氏名) ・ 無				
家 庭 の 状 況	ひとり親家庭 ・ 左記以外				
生活保護の適用の有無	有 (年 月 日保護開始) ・ 無				
現在の幼児の状況	在家庭 ・ (保育所) 入所中 (幼稚園) 在園中 ・ その他 ()		受 付 年月日	受 付 印	
入所希望保育施設等					
年 4 月 1 日現在、 入所希望保育施設等に 在所する兄又は姉の有無	有 (氏名 :) 無			印	

- 注
- 1 定員を超える申込みがあった保育施設等は、抽選を行うことを御了承の上、提出してください。
 - 2 複数の保育施設等に申し込むことはできません。その場合は、受付を取り消します。

様式第3号（第2条、第3条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

施設利用承諾通知書

申込みのありました保育施設等への入所については、次のとおり承諾します
ますので、高松市保育施設等の入所等の手続に関する規則第2条第2項の
規定により通知します。

認 定 番 号	
子 ど も	フリガナ
	氏 名
	生年月日
保 護 者	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生年月日
利 用 予 定 の 施 設	名 称
	所 在 地
利 用 期 間	

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁
決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高
松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、そ
の審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、
正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起
することができなくなります。

お問合せ先

様式第3号（第2条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

入所承諾通知書

申込みのありました保育施設等への入所については、次のとおり承諾しま
すので、高松市保育施設等の入所等の手続に関する規則第2条第2項の規定
により通知します。

乳 児 又 は 幼 児 の 氏 名		性 別 生 年 月 日	
認 定 番 号			
認 定 区 分			
保 護 者 の 氏 名 及 び 住 所			
保育を必要とする 事 由			
保 育 施 設 等 の 名 称 及 び 所 在 地			
保 育 等 の 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
保育料月額及び 階 層 区 分	月額	円 （ 階層）	
備 考			

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の
取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以
内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判があったことを知った
日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者とな
ります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審
査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由
があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができな
くなります。

様式第 4 号（第 2 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

施設利用保留通知書

申込みのありました保育施設等への入所については、次の理由により保留としましたので、高松市保育施設等の入所等の手続に関する規則第 2 条第 2 項の規定により通知します。

認 定 番 号	
子 ど も	フリガナ
	氏 名
	生年月日
保 護 者	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生年月日
希 望 施 設 名 称	
希 望 入 所 年 月 日	
保 留 理 由	
合 計 指 数	
有 効 期 間	

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

お問合せ先

様式第 4 号（第 2 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

入所保留通知書

申込みのありました保育施設等への入所については、次の理由により保留となりましたので、高松市保育施設等の入所等の手続に関する規則第 2 条第 2 項の規定により通知します。

乳 児 又 は 幼 児 の 氏 名		性 別	
	生 年 月 日		
認 定 番 号			
認 定 区 分			
保 護 者 の 氏 名 及 び 住 所			
申 込 年 月 日			
入 所 希 望 期 間 （保留有効期間）	年 月 日から	年 月 日まで	
申込保育施設等の名称			
保留となった理由			
備 考			

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[削除]

様式第 5 号（第 2 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

入所承諾事項変更決定通知書

次の乳児又は幼児の入所の許可に係る事項について、次のとおり変更したので、高松市保育施設等の入所等の手続に関する規則第 2 条第 3 項の規定により通知します。

乳 児 又 は 幼 児 の 氏 名		性 別 生 年 月 日	
認 定 番 号			
認 定 区 分			
保 護 者 の 氏 名 及 び 住 所			
保育施設等の名称 及 び 所 在 地			
変 更 の 内 容	変更前	変更後	
変 更 の 理 由 及 び 適 用 開 始 月			
備 考			

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 6 号（第 3 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

転所願

次の乳児又は幼児について、入所中の保育施設等を転所させたいので、高松市保育施設等の入所等の手続に関する規則第 3 条第 1 項の規定により提出します。

保護者（申請者） 住 所			
保護者（申請者） 氏 名		連 絡 先	
ふりがな		性 別	
乳 児 又 は 幼 児 の 氏 名		生 年 月 日	
在 所 中 の 保 育 施 設 等 の 名 称			
転所を希望する 保育施設等の名称			
アレルギーの有無	有（名称： ） 無		
障がい・疾病等の有無	有（名称： ） 無		
転所先における土曜保育利用の有無	有 利用回数等（月 回 時 分 ～ 時 分） 無		
転 希 望 年 月 日	年 月 1 日	施 設 認 の 長 印	
転 の 理 由			

様式第 6 号（第 3 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

保護者 住 所

氏 名

連絡先

〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

転所・退所願

次の乳児又は幼児について、入所中の保育施設等を転所・退所させたいので、高松市保育施設等の入所等の手続に関する規則第 3 条第 1 項の規定により提出します。

ふりがな		性 別	
乳 児 又 は 幼 児 の 氏 名		生 年 月 日	
認 定 番 号			
認 定 区 分			
在 所 中 の 保 育 施 設 等 の 名 称			
転 所 の 場 合	そ の 希 望 す る 保 育 施 設 等 の 名 称		
	アレルギー等の有無		
	障害・持病等の有無		
	転所先における土曜日 保育利用希望の有無		
転 希 望 年 月 日	年 月 日		
転 の 理 由			
※ 入 所 年 月 日	年 月 日		
※ 備 考			
注 ※の欄は、記入しないでください。			
施 設 の 長 確 認 印			

様式第 6 号の 2（第 3 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

保護者 住 所

氏 名

連絡先

退所願

次の乳児又は幼児について、入所中の保育施設等を退所させたいので、高松市保育施設等の入所等の手続に関する規則第 3 条第 1 項の規定により提出します。

ふりがな		性 別	
乳 児 又 は 幼 児 の 氏 名		生年月日	
在 所 中 の 保 育 施 設 等 の 名 称			
退 希 望 年 月 所 日	年 月 日		
退 の 理 由			

施 設 の 長 確 認 印

[新設]

様式第 7 号（第 3 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

保育実施解除通知書

次の乳児又は幼児について、保育等を解除したので、高松市保育施設等の入所等の手続に関する規則第 3 条第 2 項の規定により通知します。

認 定 番 号	
子 ど も	フリガナ
	氏 名
	生年月日
保 護 者	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生年月日
利用施設	名 称
利用終了年月日	
解 除 理 由	

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

お問合せ先

様式第 7 号（第 3 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

保育等解除通知書

次の乳児又は幼児について、保育等を解除したので、高松市保育施設等の入所等の手続に関する規則第 3 条第 2 項の規定により通知します。

乳 児 又 は 幼 児 の 氏 名		性 別	
認 定 番 号		生 年 月 日	
認 定 区 分			
保 護 者 の 氏 名 及 び 住 所			
在 所 し て い た 保 育 施 設 等 の 名 称 及 び 所 在 地			
解 除 年 月 日			
解 除 の 理 由			
備 考			

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条中高松市保育施設等の入所等の手続に関する規則第 3 条第 1 項並びに様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 6 号及び様式第 6 号の 2 の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 4 条の規定による改正後の高松市保育施設等の入所等の手続に関する規則様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 6 号及び様式第 6 号の 2 の規定は、令和 9 年度以降の年度の入所の申込みに係るものについて適用し、令和 8 年度までの年度の入所の申込みに係るものについては、なお従前の例による。
- 3 第 4 条の規定による改正前の高松市保育施設等の入所等の手続に関する規則様式第 6 号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。